

# 豊田工業大学学則

(規程 第1号)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、社会との緊密な交流連繋のもとに、豊かな人間性と創造的な知性を備えた実践的技術者を育成し、合わせて深く専門の学術を研究し、もって学術文化及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(学部・学科等)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部 先端工学基礎学科

2 前項の学科に次のプログラムを置く。

モノづくり志向型データサイエンスAI教育プログラム

(人材育成目的)

第2条の2 本学の学部は、基礎を重視した分野横断型の教育と体験的教育を行うことにより、社会人としての基礎力と国際的な視野を持ち、多様な課題に挑戦し克服できる学識と創造性を備えた技術者・研究者を育成する。

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 本学の学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
先端工学基礎学科	100人	6人	412人
総 計	100人	6人	412人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の学部の修業年限は4年とする。

2 学生は、6年を超えて本学の学部在学することはできない。

3 第18条から第20条までの規定により、編入学、転入学又は再入学を許可された者の修業年限及び前項の在学年限については、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(学生寮)

第6条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第2章 運営組織

(職員)

第7条 本学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置き、必要に応じて副学長、客員教員、講師及び技術職員、その他の職員を置くことができる。

(学長等の職務)

第8条 学長は、本学の最高責任者として校務を掌り、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命をうけて校務を掌る。

3 副学長は学長に欠員又はさしつかえあるときは、その職務を代行する。

4 教授、准教授、助教は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

6 助手は、本学の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

7 事務職員は、事務に従事する。

8 技術職員は、技術に従事する。

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。

ただし、必要な場合には、准教授、講師、助教及びその他の教員等の全部又は一部を加えることができる。

3 教授会は、法令又は本学則に別段の定めのある場合を除き、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前(1)(2)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認める次の事項

①学生の退学、転学、留学、休学等に関する事項

②試験に関する事項

③学生の指導に関する事項

④学生の賞罰に関する事項

⑤研究、教授に関する事項

⑥教育職員の進退に関する事項

⑦本学則の改廃及び本学則に基づく諸規則の制定・改廃

⑧その他重要な事項

(4) 学長の求めに応じて、教授会は意見を述べることができる。

4 前3項のほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

### 第3章 学年・学期・休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を4月1日から9月30日までの学期と、10月1日から翌年3月31日までの学期とに分ける。

(休業日)

第12条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本学の開学記念日 1月16日
  - (4) 春期休業 3月21日から4月7日まで
  - (5) 夏期休業 7月21日から8月31日まで
  - (6) 冬期休業 12月25日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、編入学及び転入学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学の学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則150条に規定されたもの

(入学の出願)

第15条 本学の学部に入學を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び第44条第1項に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 入学願書の受付期間は別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条に定める入学志願者については、別に定めるところにより、教授会の審議を経て選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 17 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに第 44 条第 1 項に定める入学金を添えて、別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 18 条 次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

2 前項の入学手続については、第 15 条から第 17 条までの規定を準用する。

(転入学)

第 19 条 他の大学に在学している者で、本学の学部編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の入学手続については、第 15 条から第 17 条までの規定を準用する。

(再入学)

第 20 条 第 40 条の規定により退学を許可された者で、本学の学部編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の入学手続については、第 15 条から第 17 条までの規定を準用する。

(転学科)

第 21 条 **【削除】**

(編入学等の取扱い)

第 22 条 第 18 条から第 20 条までの規定による入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法等)

第 23 条 本学の学部の教育課程は、別表 1 のとおりとする。

2 履修方法等に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第 24 条 授業科目の単位数については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 25 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。  
ただし、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(追試験)

第 27 条 病気、その他やむを得ない理由により、前条に定める試験を受けられなかった者は、教務委員会がその理由を正当であると認め、許可した場合に限り追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第 28 条 授業科目の成績の評価は、原則として S, A, B, C 及び D の 5 段階で表示し、S, A, B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

(他学科の授業科目の履修)

第 29 条 **【削除】**

(他大学等における授業科目の履修)

第 30 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履

修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業、休学、転学、留学及び退学等

### （卒業）

第33条 本学の学部にて4年以上在学し、次に定める単位数を修得し、かつ別に定める要件を備えた者については、教授会の審議を経て学長が卒業を認定する。

区 分	単位数	
教養科目	12 単位以上	
外国語科目	10 単位以上	
健康・体力科目	2 単位以上	
工学基礎科目	24 単位以上	計 108 単位以上
専門科目	70 単位以上	
合 計	132 単位以上	

### （早期卒業）

第33条の2 前条の規定にかかわらず、本学の学部にて3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得し、かつ、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という）を希望している者については、教授会の審議を経て学長は卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業に関し、必要な事項は別に定める。

### （学位授与）

第34条 前2条の卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 その他学位に関し、必要な事項は別に定める。

### （休学）

第35条 疾病、又は以下に定める特別の理由により、引続き2ヵ月以上修学することができない者は、休学願にその事実を証明する書類を添えて提出し、教授会の審議を経たうえ、学長の許可を得て休学することができる。

- (1) 家庭の事情、あるいは入学後の経済上の変化により学資の調達を図る必要のあるもの。
- (2) 本学で認める海外インターンシップ等の海外研修によるもの。
- (3) その他、修学指導上本学が特に認めたもの。

- 2 疾病のため修学が適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 36 条 休学期間は、1 年以内とする。

ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、学長が休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病により休学した者は、学校医の診断書を提出しなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学へ入学又は転入学を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

(留学)

第 39 条 外国の大学で学修することを志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、本学において修学したものとみなすことができる。

(退学)

第 40 条 疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 前項の場合、学長は教授会の審議を経てこれを許可する。

## 第 7 章 除籍及び賞罰

(除籍)

第 41 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 36 条第 1 項及び第 2 項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(懲戒)

第 42 条 本学則若しくはこれに基づく諸規則に違反し、学業を怠り、又は本学の名誉若しくは信用を害し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て学長が退学、停学又は訓告の処分を行う。

- 2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがない者

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 3 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。

(表彰)

- 第43条 本学学生として、特に善行のあった者に対して、教授会の審議を経て学長が表彰を行うことがある。
- 2 本学在学中、成績、人物、健康ともに優れた者に対して、卒業時、教授会の審議を経て学長が表彰を行うことがある。

## 第8章 納付金等

(納付金等)

- 第44条 学部の入学検定料及び学生納付金は、別表2のとおりとする。
- 2 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び特別研修学生（以下、科目等履修生等という）の納付金については別に定める。
  - 3 学生納付金の納付の時期及び方法については別に定める。
  - 4 既に納付した入学検定料及び学生納付金は返還しない。

(学生納付金の免除)

- 第45条 第35条の規定に基づき、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の授業料を免除する。
- 2 第39条の規定に基づき、留学を許可された者については、留学期間中の授業料を免除する。  
ただし、大学間協定により、留学先の大学における授業料の全部又は一部について納付が免除されている場合は、この限りではない。
  - 3 経済的理由により納付が困難であり学業優秀と認められた者については、授業料の全部又は一部の徴収を免除することがある。
  - 4 その他、学生納付金の免除に関し必要な事項は別に定める。

(学生納付金の徴収の猶予)

- 第46条 経済的理由により納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。
- 2 その他、学生納付金の徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 科目等履修生等及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第47条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。



(特別聴講学生)

第 48 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、当該他大学との協議に基づき、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 49 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

(委託生)

第 50 条 本学において、公共団体、会社、その他の諸団体からの委託に基づき、修学を志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、当該諸団体との協議に基づき、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

(特別研修学生)

第 50 条の 2 他の大学の学部学生で、本学において研究指導を受けることを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、当該他大学との協議のうえ、特別研修学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生等の取扱い)

第 51 条 必要があるときは、科目等履修生等の履修した授業科目について、履修した旨の証明書を発行することがある。

- 2 科目等履修生等は、本学則、その他諸規則を遵守しなければならない。
- 3 前 2 項のほか、科目等履修生等に関し必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 52 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 補則

(公開講座)

第 53 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。

(奨学制度)

第 54 条 本学に奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関し、必要な事項は別に定める。

(規則の制定・改廃)

第 55 条 本学則の改廃又は本学則に基づく諸規則の制定・改廃は、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

附 則

- 1 本学則は、令和 5 年 7 月 1 日から改正施行する。
- 2 第 23 条, 第 33 条は、令和 3 年度以前の入学者, 令和 4 年度以前 2 年次編入学者及び令和 5 年度以前の 3 年次編入生については、第 23 条, 第 33 条の規程を適用せず、従前の規定を適用する。
- 3 第 3 条にかかわらず、収容定員は、各年度の入学定員に対応させる。

制 定	昭和 56 年	1 月 16 日
改正 1 回	昭和 57 年	3 月 19 日
改正 2 回	昭和 58 年	9 月 18 日
改正 3 回	昭和 59 年	2 月 20 日
改正 4 回	昭和 61 年	3 月 17 日
改正 5 回	昭和 62 年	7 月 20 日
改正 6 回	昭和 63 年	2 月 15 日
改正 7 回	昭和 63 年	12 月 19 日
改正 8 回	平成 元年	2 月 13 日
改正 9 回	平成 元年	6 月 19 日
改正 10 回	平成 2 年	2 月 13 日
改正 11 回	平成 2 年	11 月 19 日
改正 12 回	平成 3 年	7 月 15 日
改正 13 回	平成 4 年	1 月 20 日
改正 14 回	平成 4 年	6 月 15 日
改正 15 回	平成 4 年	11 月 16 日
改正 16 回	平成 5 年	2 月 8 日
改正 17 回	平成 5 年	6 月 21 日
改正 18 回	平成 6 年	3 月 7 日
改正 19 回	平成 6 年	11 月 21 日
改正 20 回	平成 7 年	3 月 6 日
改正 21 回	平成 7 年	6 月 19 日
改正 22 回	平成 8 年	2 月 5 日
改正 23 回	平成 8 年	11 月 18 日
改正 24 回	平成 9 年	6 月 16 日
改正 25 回	平成 9 年	9 月 29 日
改正 26 回	平成 10 年	3 月 9 日
改正 27 回	平成 10 年	11 月 16 日
改正 28 回	平成 11 年	3 月 8 日
改正 29 回	平成 11 年	5 月 24 日

改正 30 回	平成 11 年 6 月 21 日
改正 31 回	平成 12 年 2 月 7 日
改正 32 回	平成 12 年 5 月 15 日
改正 33 回	平成 12 年 11 月 20 日
改正 34 回	平成 13 年 2 月 19 日
改正 35 回	平成 13 年 7 月 2 日
改正 36 回	平成 14 年 2 月 18 日
改正 37 回	平成 14 年 3 月 6 日
改正 38 回	平成 14 年 11 月 18 日
改正 39 回	平成 15 年 3 月 17 日
改正 40 回	平成 16 年 3 月 8 日
改正 41 回	平成 17 年 2 月 21 日
改正 42 回	平成 17 年 3 月 7 日
改正 43 回	平成 18 年 2 月 23 日
改正 44 回	平成 18 年 3 月 6 日
改正 45 回	平成 18 年 11 月 20 日
改正 46 回	平成 19 年 2 月 23 日
改正 47 回	平成 19 年 9 月 3 日
改正 48 回	平成 20 年 2 月 25 日
改正 49 回	平成 20 年 12 月 15 日
改正 50 回	平成 21 年 2 月 24 日
改正 51 回	平成 22 年 2 月 23 日
改正 52 回	平成 23 年 2 月 22 日
改正 53 回	平成 24 年 1 月 30 日
改正 54 回	平成 25 年 2 月 25 日
改正 55 回	平成 25 年 11 月 18 日
改正 56 回	平成 26 年 3 月 7 日
改正 57 回	平成 27 年 3 月 30 日
改正 58 回	平成 28 年 1 月 25 日
改正 59 回	平成 28 年 8 月 31 日
改正 60 回	平成 29 年 1 月 23 日
改正 61 回	平成 29 年 10 月 30 日
改正 62 回	平成 31 年 1 月 28 日
改正 63 回	令和 2 年 1 月 27 日
改正 64 回	令和 2 年 8 月 5 日
改正 65 回	令和 2 年 12 月 21 日
改正 66 回	令和 4 年 2 月 21 日
改正 67 回	令和 4 年 3 月 4 日
改正 68 回	令和 5 年 5 月 22 日

別表1

## I. 教養科目, 外国語科目, 健康・体力科目

授業科目の名称		開設年次	単位数		
			必修	選択	自由
教養科目	教養基礎セミナー1	1	0.5		
	教養基礎セミナー2	1	1		
	教養基礎セミナー3	4	0.5		
	経済学入門(教養コア3)	2		2	
	哲学入門(教養コア2)	1		2	
	世界と日本	2		2	
	科学技術と倫理(教養コア4)	3,4	2		
	論理学(教養コア1)	1		2	
	心理学	3		2	
	世界の歴史	2		2	
	社会福祉入門	2		2	
	日常生活の法律問題	2		2	
	健康・体力科学論	3		2	
	外国語科目	英語	基礎英語1	1	
基礎英語2			1		1
基礎英語3			2		1
基礎英語4			2		1
実用英語1(TOEFL)			3,4		1
実用英語2(TOEFL)			3,4		1
英語コミュニケーション1			1		1
英語コミュニケーション2			1		1
英語コミュニケーション3			2		1
英語コミュニケーション4			2		1
英語テクニカルリーディング			3		1
英語テクニカルプレゼンテーション			3		1
英語テクニカルライティング			4		1
英語読解演習			3,4		1
学部海外英語演習		1,2,3,4			2
ドイツ語		ドイツ語1	2,3,4		1
		ドイツ語2	2,3,4		1
中国語		中国語1	2,3,4		1
		中国語2	2,3,4		1
健康・体力科目		基礎スポーツ1	1		0.5
	基礎スポーツ2	1		0.5	
	基礎スポーツ3	2		0.5	
	基礎スポーツ4	2		0.5	
	生涯スポーツ1	3		0.5	
	生涯スポーツ2	3		0.5	
	生涯スポーツ3	4		0.5	
	生涯スポーツ4	4		0.5	

## II. 工学基礎科目

授業科目の名称		開設年次	単位数		
			必修	選択	自由
微分積分学1および演習	1		3		
微分積分学2および演習	1			3	
複素関数	2			2	
線形代数1および演習	1		3		
線形代数2	1			2	
確率・統計	1			2	
応用数学1	2			2	
応用数学2	2			2	
力学1および演習	1		3		
力学2	1			2	
熱力学	2			2	
電磁気学1および演習	1			3	
電磁気学2	2			1	
化学1	1			2	
化学2	1			2	
物理学実験1	1	0.5			
物理学実験2	1	0.5			
化学実験1	1	0.5			
化学実験2	1	0.5			
情報リテラシー	1	1.5			
C P基礎および実習1	1			1.5	
C P基礎および実習2	1			1.5	
工学スタートアップセミナー	1	1			

III. 専門科目

区分	授業科目の名称	開設年次	単位数			
			必修	選択	自由	
機械システム分野	応用熱力学 (※)	2		2		
	伝熱工学	3		2		
	熱エネルギー工学	3		2		
	流体基礎	2		2		
	流体解析	3		2		
	流体応用	3		2		
	材料力学基礎 (※)	2		2		
	材料力学	2		2		
	弾塑性力学	3		2		
	図学と製図	2		2		
	設計情報工学	3		2		
	設計演習	3		2		
	機械加工学	3		2		
	金属材料工学 (※)	3		2		
	加工プロセス工学 (※)	3		2		
	数値解析法 (※)	3		2		
	機構学	2		2		
	機械振動学	3		2		
	C P 応用および実習 (※)	2		3		
	C 言語プログラミング (※)	3		2		
	トライボロジー (※)	4		2		
	数値計算法 (※)	3		2		
	システム工学 (※)	3		2		
	コンピュータグラフィックス (※)	3		2		
	現代制御理論 (※)	3		2		
	制御工学基礎 (※)	2		2		
	メカトロニクス (※)	3		2		
	量子力学入門 (※)	2		2		
	統計力学 (※)	3		2		
	電子情報分野	数値計算法 (※)	3		2	
		システム工学 (※)	3		2	
		C P 応用および実習 (※)	2		3	
アルゴリズムとデータ構造		2		2		
離散数学		3		2		
ソフトウェア工学		2, 3		2		
人工知能		4		2		
人工知能・深層学習実験1		3		1		
人工知能・深層学習実験2		3		1		
機械学習基礎		3		2		
コンピュータグラフィックス (※)		3		2		
デジタル論理回路		2		2		
コンピュータアーキテクチャ		3		2		
通信工学		3		2		
情報理論		3		2		
信号処理		4		2		
制御工学基礎 (※)		2		2		
現代制御理論 (※)		3		2		
メカトロニクス (※)		3		2		
応用電磁気学		2		2		
電気機器		3		2		
パワーエレクトロニクス		3		2		
電気回路工学1 (※)		2		2		
電子回路工学 (※)		2		2		
電気回路工学2		3		2		
半導体デバイス工学1 (※)		3		2		
半導体デバイス工学2 (※)		3		2		
数値解析法 (※)		4		2		
C 言語プログラミング (※)		3		2		
光学 (※)		2		2		
量子力学入門 (※)		2		2		
量子力学1および演習 (※)		2		3		
量子力学2 (※)	3		2			
量子材料工学基礎 (※)	3		2			
統計力学 (※)	3		2			
物性工学1 (※)	3		2			
物性工学2 (※)	3		2			
磁気工学 (※)	4		2			

区分	授業科目の名称	開設年次	単位数		
			必修	選択	自由
物質工学分野	光学 (※)	2		2	
	材料科学入門	2		2	
	結晶工学	2		2	
	物質の電磁気学	3		2	
	量子力学入門 (※)	2		2	
	量子力学1および演習 (※)	2		3	
	量子力学2 (※)	3		2	
	量子材料工学基礎 (※)	3		2	
	量子力学3	3		2	
	力学3	3		2	
	統計力学 (※)	3		2	
	物性工学1 (※)	3		2	
	物性工学2 (※)	3		2	
	磁気工学 (※)	4		2	
	物理化学	2		2	
	分析科学	2		2	
	高分子科学	3		2	
	生物工学	3		2	
	無機材料科学	3		2	
	表面・界面科学	4		2	
	有機化学1	2		2	
	有機化学2	3		2	
	無機化学	3		2	
	物質工学実験	3		2	
	材料力学基礎 (※)	2		2	
	応用熱力学 (※)	2		2	
	金属材料工学 (※)	3		2	
	加工プロセス工学 (※)	3		2	
	C P 応用および実習 (※)	2		3	
	電気回路工学1 (※)	2		2	
	電子回路工学 (※)	2		2	
	数値計算法 (※)	3		2	
トライボロジー (※)	4		2		
半導体デバイス工学1 (※)	3		2		
半導体デバイス工学2 (※)	3		2		
共通	CAD基礎	1		0.5	
	創造性開発実習1	2		1	
	創造性開発実習2	2		1	
	データサイエンス実践集中演習	2		1	
	トヨタ生産方式概論	3		2	
	学外実習Ⅲ	3		1	
	品質管理工学	4		1	
	経営管理工学	4		1	
	国際標準化戦略論	4		1	
	Introduction to Energy Conversion	4		1	
特別講義	4		1		
必修	工学リテラシー1	1	1		
	工学リテラシー2	1	1		
	工学基礎実験1	2	1		
	工学基礎実験2	2	1		
	工学実験	3	1		
	創造性開発セミナー	3	1		
	現代工学概論1	2	0.5		
	現代工学概論2	2	0.5		
	技術開発特論	3	1		
	学外実習Ⅰ	1	3		
学外実習Ⅱ	3	4			
卒業研究1	4	4			
卒業研究2	4	4			

(注) (※) を付した科目は、複数の分野にわたって開講していることを示す。

別表 2

入学検定料	一般選抜（個別学力試験入試）	30,000 円
	他の全入試区分	17,000 円
学生納付金	入学金	282,000 円
	授業料	年額 600,000 円
	教育充実・環境整備費	年額 100,000 円

なお、授業料及び教育充実・環境整備費については、同一の学生について在学期間中の額の変更はしない。